

「仮想空間を活用した地球温暖化対策普及啓発事業業務委託」
企画提案に係る質問と回答

番号	質問	該当箇所	回答
1	<p>・開発制作着手タイミングについて、採択後すぐに着手可能なのでしょうか？</p>	<p>「「仮想空間を活用した地球温暖化対策普及啓発事業業務委託」仕様書（公募用）」</p> <p>5 業務内容</p> <p>（1）仮想空間の開発</p> <p>乙は、甲と協議の上、下記ア～キの仕様に従った仮想空間を開発する。</p>	<p>受託者選考審査委員会にて最優秀提案者に選定された事業者と、業務委託契約を締結することとなりますが、契約締結後、すぐに仮想空間の開発に着手することは問題ありません。</p> <p>ただし、「「仮想空間を活用した地球温暖化対策普及啓発事業業務委託」仕様書（公募用）」5（1）ア～キの仕様に従った仮想空間を開発するために、県との打ち合わせ等を適切な時期・頻度で実施しなければなりません。</p>

番号	質問	該当箇所	回答
2	<p>仕様書についてのご質問となります。 仕様書に記載されている (ウ)アプリケーションはオンライン環境・オフライン環境の両方で動作するものであること。 のオフライン環境というのは、インターネットが接続されていない環境という認識をしておりますが、 本番ではオンライン環境のみの動作のご提案でも仕樣的に問題ないのかお伺いしたいです。 例) 検証はオフライン環境で行うが、本番 (WEB ページの掲載など) はオンライン環境での行えるような状態</p>	<p>「[仮想空間を活用した地球温暖化対策普及啓発事業業務委託]仕様書 (公募用)」</p> <p>5 業務内容 (1) 仮想空間の開発 ウ 使用するアプリケーション (ウ)アプリケーションはオンライン環境・オフライン環境の両方で動作するものであること。</p>	<p>県民に広く普及啓発するために、あらゆる場面での活用を考えていることから、開発した仮想空間はオンライン環境での利用だけでなく、インターネットが接続されていないオフライン環境 (スタンドアロン) でもカーボンニュートラルの取り組みが体験できる仕様とする必要があります。 ただし、仮想空間を複数開発し、その一部についてオンライン環境を必須とすることは差し支えありません。 なお、開発した仮想空間のダウンロードやバージョンアップ・セキュリティ対策のために一時的にインターネットへの接続を求めることは可能とします。</p>